

沖縄県個人情報保護審査会答申第 36 号 概要

①件名	「豊見城警察署より送付された請求者（騒音発生元）の関する相談員（豊見城警察署）作成の文書」に係る保有個人情報不開示決定に対する異議申立てについて
②開示請求年月日	平成 25 年 2 月 27 日
③実施機関	沖縄県知事（福祉保健部障害保健福祉課）
④決定年月日	平成 25 年 3 月 13 日
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	保有個人情報の不存在
⑦異議申立て年月日	平成 25 年 3 月 21 日
⑧異議申立ての趣旨	本件処分の（保有個人情報の不存在）訂正を求める。
⑨異議申立ての理由（要旨）	行政機関のやりとりは口頭での申し送り等は考えられず、豊見城警察署から中央保健所（第 5 相談室）へは、書簡（文書）にて連絡申し送りがなされているものと思われる。
⑩諮問年月日	平成 25 年 5 月 22 日
⑪答申年月日	平成 26 年 1 月 日
⑫答申内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査会の結論 沖縄県知事が行った保有個人情報不開示決定は妥当である。 ○ 審査会の判断理由（概要） <ul style="list-style-type: none"> (1) 本件請求保有個人情報について 本件請求保有個人情報に関して実施機関に確認したところ、豊見城警察署から中央保健所に送付された文書は、通報書のみであることが認められた。審査会が、いわゆるインカメラ審理により通報書を見分したところ、異議申立人の個人情報であると特定できる情報については含まれていなかった。なお、通報書は、法第 24 条の規定による通報義務に基づき、警察官が都道府県知事あてに提出することとされている文書である。 (2) 本件処分について 実施機関において本件請求保有個人情報に類似するとした通報書には異議申立人の個人情報は含まれていないため、異議申立人を本人とする保有個人情報は不存在とし、不開示決定をした実施機関による本件処分は妥当であると言わざるを得ない。 ○ 附言（概要） <ul style="list-style-type: none"> (1) 保有個人情報の開示請求について 今回、実施機関において本件請求保有個人情報に類似するとした豊見城警察署から中央保健所に送付された通報書には異議申立人の個人情報は含まれていないため、異議申立人を本人とする保有個人情報は実施機関には存在せず、そもそも本件に関して異議申立人には開示請求権がなかったことを附言する。 (2) 条例第 15 条第 5 号該当性について 実施機関において本件請求保有個人情報に類似するとした通報書には開示請求者である異議申立人の個人情報は含まれておらず、実施機関は本件開示請求に係る異議申立人を本人とする保有個人情報を保有していないため、条例第 15 条各号の規定は適用されない。よって、条例第 15 条第 5 号についても該当するものではない。 (3) 理由付記について 実施機関は、本件処分における保有個人情報不開示決定通知書において開示をしない根拠を保有個人情報の不存在とのみ記載しているが、今後は開示請求者が容易にその理由を理解できるよう、より具体的な説明に努められたい。